

請願第6号

【件名】

日豪EPA・FTA交渉に関する請願

【請願趣旨】

日豪EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）交渉において、日本の農業、農産物に多大な影響を与えることから、特に米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目については、交渉から除外することなどを政府に求める意見書のための請願

【請願理由】

本年から開始するとされている日豪EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）交渉に対し、オーストラリア政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張するとみられています。オーストラリア政府の要求どおり農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、肉牛、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で約8,000億円もの打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると、2兆～3兆円規模になるとされています。特に熊谷市では、小麦の生産量が多く地域経済への影響も大きいものと思われます。

また、食料自給は30%台に低下するなど日本の農業と食料は、壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くこととなります。

さらに、昨年、干ばつによって大減産となったようにオーストラリアの農業生産条件は極めて不安定であり、これに安易に依存することは、世界的な食料不足、危機が心配される中で、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねません。

私たちは、日豪EPA・FTA交渉にあたり、日本農業に多大な影響を与える重要品目を交渉から除外するなど、以下の2項目について対策を求めています。

- 1 日豪EPA・FTA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は、交渉を中断することを求めます。

2 農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立することを求めます。

つきましては、貴議会におかれまして、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を政府関係機関に提出いただくとともに、請願内容の実現に向けて強力な働きかけをお願い致します。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。

請願第7号

【件名】

日本農業に甚大な打撃を与える日豪F T A交渉の中止とF T A・E P A促進路線の転換を求める請願

【請願趣旨】

日豪両政府は昨年12月、F T A（自由貿易協定）を中心とするE P A（経済連携協定）締結に向けた交渉の開始を合意しました。世界有数の農産物輸出国であり、アメリカに次いで我が国が食料を依存しているオーストラリアは、米、小麦、乳製品、砂糖などの農畜産物の関税廃止を求めています。撤廃されれば、我が国の受ける被害は甚大であり、農水省の試算は関税撤廃によって農業生産だけで、約8,000億円も減少すると試算しており、関連産業への影響を加えれば、地域社会の崩壊を招きかねません。しかも、オーストラリアに譲歩すれば、アメリカやカナダから大幅譲歩を強要されることが予想され、国内農業と地域経済への、計りしれない影響が危惧されます。日豪F T A交渉では、大企業が要求する工業製品の輸出に関する関税撤廃と投資を拡大するために、日本の農産物市場を明け渡すことにあります。大企業の利益のために国内の農業生産と地域社会を犠牲にすることは断じて許されません。

オーストラリアは、昨年から今年にかけて大旱魃に見舞われ、米や小麦が大減産したことに見られるように、生産力が著しく不安定な国です。食料自給率40%の日本が国内産業を犠牲にして、こうした国に食料を依存することは、我が国の食料安全保障に禍根を残すと言わざるを得ません。

日本政府は昨年、マレーシア、フィリピンとE P Aを締結、タイ、インドネシア、ブルネイと大筋合意に至りました。政府は今、財界の意に忠実に従い、F T A・E P Aの締結を加速させています。しかし、これらは、東南アジアの国々との間で合意された熱帯果実の輸入関税の削減・撤廃をはじめ、フィリピンやインドネシアとの合意にある労働者の「輸入」や、フィリピンやタイの両国を日本の産業廃棄物の捨て場にする問題など、いくつもの深刻な矛盾をかかえています。

W T OやF T A・E P Aによって立つ農産物の自由化万能論では、世界に広

がる飢餓や貧困は解決できないことは明らかであり、食料主権に基づいた貿易ルールと農業・食料政策の確立こそが急務です。

【請願事項】

- 1 政府は、日豪F T A締結に向けた交渉を中止すること。
- 2 政府は、F T A・E P A促進路線を転換し、国内生産を拡大して食料自給率を向上させるための政策を強めること。

以上の趣旨により、上記の事項の実現を求める意見書を政府機関に提出してくださるよう地方自治法第 124 条の規定に基づきお願いいたします。